

# 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明生会（以下「本会」という。）定款第10条第3項に基づき、理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

## (報酬の種類)

第2条 本規程に規定する評議員及び役員報酬は、次の4種類とする。

- (1) 常勤役員報酬
- (2) 非常勤役員報酬
- (3) 役員功労報酬
- (4) 評議員会・役員会出席報酬

## (常勤役員報酬)

第3条 本会の付託を受け、本規程第8条の業務を常勤職員とほぼ同様の勤務状態で遂行する常勤役員については、月額 500,000 円を上限に役員報酬を支給することができる。

## (非常勤役員報酬)

第4条 本会の付託を受け、本規程第8条の業務を遂行する非常勤役員については、月額 100,000 円を上限に役員報酬を支給することができる。

## (役員功労報酬)

第5条 役員のうち本会の業務運営にあたり特に功労のあったものについては、前条、または前々条の規定にかかわらず、役員功労報酬を支給することができる。尚、支給額については、本規程第8条によって決定する。

## (役員会・評議員会出席報酬)

第6条 役員及び評議員に対して、役員会並びに評議員会出席毎に 5,568 円を支給し、源泉徴収することとする。但し、各年度の総支給額が評議員会については 200,000 円、役員会については 300,000 円を上限とする。

尚、理事長及び業務執行役員、職員を兼務する役員に対しては支給しない。

(役員報酬等の決定)

第7条 役員報酬の支給の有無、額ならびに支給時期については、定款またはその他の規程に定めがある場合を除き、評議員会の決議をもって定める。

(役員報酬の対象となる付託業務)

第8条 役員に付託する業務で役員報酬の支給対象となる業務内容は、次の通りとする。

- (1) 施設運営全般に対する指導、協力
- (2) 監督官庁及び関係機関との事務折衝
- (3) その他評議委員会及び理事会で定めたもの

## 附 則

1. 本規程は、平成12年4月1日より適用実施する。
2. 本規程は、平成16年1月28日より一部改定して実施する。
3. 本規程は、平成29年4月1日より一部改定して実施する。